

国立大学法人和歌山大学基金運営委員会設置要項

制 定 平成20年10月 7日

法人和歌山大学規程第 878 号

最終改正 令和 6年 3月26日

(設置)

第1条 この要項は、国立大学法人和歌山大学基金規程第6条第3項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 基金担当の理事
- (3) 学部長
- (4) 基金室長
- (5) 同窓会長
- (6) 後援会長
- (7) その他委員長が必要と認める者

2 前項第6号及び7号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

3 前項の規定による委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第3条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号の委員をもって充て、副委員長は前条第1項第2号に規定する委員のうち委員長が指名した者をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

(審議事項)

第4条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 基金の募金活動に関すること
- (2) 基金の運用方針に関すること
- (3) 基金により実施する各年度の事業計画及び予算・決算に関すること
- (4) その他基金に関すること

(議事)

第5条 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

基金運営委員会設置要項

(専門委員会等)

第7条 運営委員会は、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

(事務)

第8条 運営委員会に関する事務は、総務課秘書室渉外係が処理する。

(雑則)

第9条 本要項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において協議し、決定する。

附 則

この要項は、平成20年10月7日から施行し、平成20年7月1日より適用する。

附 則 (平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1040号)

この改正要項は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1272号)

この改正要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1330号)

この改正要項は、平成24年4月27日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1353号)

1 この改正要項は、平成24年10月1日から施行する。

2 この規程施行後最初に選出される第2条第1項第5号及び第6号の委員の任期については、第2条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1414号)

この改正要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1661号)

この改正要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1788号)

この改正要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月4日一部改正：法人和歌山大学規程第1839号)

この改正要項は、平成28年6月4日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2053号)

この改正要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2383号)

この改正要項は、令和3年12月15日から施行する。

附 則 (令和5年5月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2613号)

この改正要項は、令和5年5月30日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2732号)

この改正要項は、令和6年4月1日から施行する。